



金 沢 市 公 報

第 2 7 3 4 号

平成24年(2012年)8月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1
介護保険法の規定による事業の廃止について (2件) (")	1
平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2
市道の区域の変更について (道路管理課)	2
公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	2

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について(2件) (")	3
建築基準法の規定に基づく公開による意見の 聴取を行うことについて (")	4
金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	5
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	5

告 示

●金沢市告示第204号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104337	さくら・介護ステーションあかり	金沢市小橋町6番3号柴田ハイツ201号室	株式会社peer介護あかり	平成24年6月11日	訪問介護 介護予防訪問介護

●金沢市告示第205号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103776	茶話本舗デイサービス西泉亭	金沢市西泉2丁目99番地	有限会社ホリグチ	平成24年8月1日	通所介護

●金沢市告示第206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護

支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101341	ツクイ金沢東	金沢市駅西本町 4丁目2番10号	株式会社ツクイ	平成24年8月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第207号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

437	三池はすの里公園	金沢市三池高柳土地区画整理事業地内 2街区1-2番地先	平成23年 7月1日			を
437	三池はすの里公園	金沢市三池栄町346番地	平成23年 7月1日	平成24年 8月1日		に、
439	三池はすのみ公園	金沢市三池高柳土地区画整理事業地内 21街区1番地先	平成23年 9月1日			を
439	三池はすのみ公園	金沢市三池栄町201番地	平成23年 9月1日	平成24年 8月1日		に
440	戸板公園	金沢市戸板第二土地区画整理事業地内 64街区4番地先	平成24年 8月1日			

改める。

●金沢市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一般 市道	主 計 町 線 1号	主 計 町 265番 先から	旧	2.2	2.9
		主 計 町 265番 先まで	新	3.5	2.9

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類
急性灰白髄炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予防接種を行う主たる場所	
	名 称	所 在 地
平成24年8月10日(金)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成24年8月16日(木)		
平成24年8月17日(金)		

- 4 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市間明町1丁目122番1から122番8まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市玉鉾1丁目302番地 株式会社トミワ 代表取締役 橋 富雄	道路 金沢市間明町1丁目122番7及び金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市間明町1丁目122番8及び金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市金石西1丁目121番1から121番10まで、133番2及び133番4から133番12まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市西念4丁目4番25号 有限会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市金石西1丁目121番4及び133番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 公園 金沢市金石西1丁目121番9
金沢市諸江町中丁314番1、314番3から314番7まで及び315番3	金沢市西念4丁目24番21号 タカラ不動産株式会社 代表取締役 小村 利幸	道路 金沢市諸江町中丁314番4及び315番3

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第97号	平成24年 7月18日	6 - 5号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 12街区1番先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 15街区3番3先	246.2	6.0
第97号	平成24年 7月18日	6 - 6号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 12街区1番先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 14街区3番3先	157.4	6.0
第97号	平成24年 7月18日	6 - 11号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 20街区1番1先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 23街区5番3先	105.2	6.0
第97号	平成24年 7月18日	6 - 12号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 25街区1番2先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 23街区1番3先	73.1	6.0
第97号	平成24年 7月18日	6 - 13号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 23街区1番1先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 23街区5番1先	45.3	6.0
第97号	平成24年 7月18日	6 - 14号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 20街区1番3先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 23街区4番先	104.6	6.0
第97号	平成24年 7月18日	9 - 1号線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 16街区35番先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 16街区1番先	139.1	9.0
第97号	平成24年 7月18日	3・4・58 戸水直江線	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 16街区14番先	金沢市副都心北部大友土地 区画整理事業施行地区内 13街区19番先	177.0	16.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第39号	平成24年 7月23日	金沢市北寺町へ15番6、15番7、16番3及び16番8並びに金沢市所管 の法定外公共物の一部	38.66	6.00

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 意見聴取の日時
平成24年8月7日午後7時から
- 2 意見聴取の場所

金沢市鞍月東1丁目60番地
北陸スバル自動車(株)S W I N G 金沢西

3 意見の聴取に係る事項

商業地域における自動車修理工場の増築について

4 計画の概要

- (1) 計画場所 金沢市鞍月東1丁目49番から63番まで
- (2) 主要用途 展示場(自動車ショールーム)及び自動車修理工場
- (3) 工事種別 増築
- (4) 構造 鉄骨造
- (5) 床面積 6,479.94㎡(うち、増築部分66.79㎡)

5 申請者の所在地及び氏名

金沢市泉本町3丁目102番地
北陸スバル自動車株式会社 代表取締役社長 坂本 和人

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成24年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第22号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成24年8月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
今町、梅田町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成24年(2012年)8月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)8月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	